

岐南町立東小学校 いじめ防止基本方針

R5.3.9 改訂版

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、どの児童にも起こりうる問題でもあります。

ここに定める「東小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものです。

この方針のもとに、日常的にいじめの未然防止に取り組み、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、学校とPTA、家庭や地域が協力していじめのない学校づくりを進めます。

2 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たります。

- ・いじめは、人間として絶対に許されない行為であること。
- ・いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る問題であること。
- ・いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい問題であること。
- ・犯罪行為として扱われるべきいじめなどは、警察に相談・通報等を行い、連携して対応すること。

(3) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を積極的に行い、児童を守ります。
- ・全ての教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、一致協力した組織的な指導体制により、迅速かつ丁寧に対応します。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底できるよう努めます。
- ・いじめが解消したと即断することなく（少なくとも3か月を目安）、継続して十分な注意を払い、必要な指導を適切に行い、保護者や地域、関係機関と連携を図りながら見届けます。
- ・学校と警察は、児童を加害に向かわせず、被害に遭うことを防ぐ等、児童の健全な育

成の観点から重要なパートナーであり、日常的に情報共有や相談を行うなど連携して対応します。

3 いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくりの推進

- ・ 仲間のよさを認め合い、望ましい人間関係を築く学級経営の充実を図ります。
- ・ 主体的に活動し、互いに認め合う中で、「分かった、できた」という達成感と充実感を味わえる授業づくりに努めます。
- ・ 日頃よりいじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導し、「きずな宣言」(H28「東小人権宣言」から改称)・きずな集会の場でお互いのいじめ防止の意識を確かめます。
- ・ 「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような所属感・心の成長を支える教育相談に努めます。

(2) 生命や人権を大切にする教育の推進

- ・ 様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を味わえるよう、総合的な学習の時間、地域の人との交流、福祉体験活動等の心に響く豊かな体験活動を充実するように努めます。
- ・ 教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実させます。
- ・ すべての人がかけがえのない存在として、安心感を持って生きる権利を生まれながらに持っていることを教え、人権尊重の気風がみなぎる学校づくりを進めます。

(3) 全ての教育活動を通じた指導の推進

- ・ 教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実に努めます。
 - ① 児童に自己存在感を与える指導を進めます。(よさ見つけの取組)
 - ② 共感的な人間関係を育成する指導を進めます。(スマイル活動等)
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性を広げる援助を進めます。(仲間と学び合う授業)

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・ スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図ります。
- ・ スマートフォンや通信型ゲーム機等を介したインターネット上のトラブルやSNSの使い方、誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実し、児童の意識を高めます。
- ・ PTAとの連携を図る等して、保護者に対しても情報モラルに関する啓発に努めます。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・ 日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケートの実施等、多様な方法で児童生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、適切な教育相談や指導を行い、変化を多面的に分析して対応に生かします。
- ・ 年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対

策委員会」で状況等を確認し、対策を検討する。

- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整えます。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にし、教育相談を進めます。
- ・問題発生時には、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって児童の相談に当たります。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするために、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るように努めます。

(3) 教職員の研修の充実

- ・職員会や夏季休業中の研修など、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修の充実を図ります。
- ・いじめの事案があった際には、その事案の要因や解決に至るまでの有効な手立て等を交流し、生きた教訓として今後の指導に生かします。

(4) 保護者との連携

- ・日頃より学校の教育活動への保護者の理解を図ることに努め、家庭におけるいじめ未然防止、規範意識の指導等について協力して進めます。
- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、反省を促す指導を親身になって行います。いじめた側の児童にいじめが許されないことの自覚を促すとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を素直に反省する指導を大切にします。
- ・いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら、納得いく解決に至るように指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にしていきます。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努めます。
- ・重大ないじめ事案及びこれに発展するおそれが高い事案については、直ちに警察に通報するとともに、警察との連携のもと、いじめられている児童の安全の確保のために必要な処置を行い、事案のさらなる進化を防ぎます。
- ・インターネット上のトラブル（誹謗中傷や個人情報の流出等）については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決を図ります。

5 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大ないじめ事案の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置します。
- ・情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべてを本組織へ報告・相談する。
- ・学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに本組織へいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談コーディネーター、
教育相談主任、養護教諭

学校職員以外：PTA会長、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、民生児童委員、
人権擁護委員等

6 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	・いじめ防止基本方針についての共通理解（職員会） ・いじめ対策についての説明・啓発（PTA総会・学級P・学校便り・ホームページ） ・学級開き・学級ルールづくり（学級活動） ・児童に対する情報交換 ・教育相談週間の実施（おしえてねアンケート①）	「方針」の確認
5月	・児童に対する情報交換 ・いじめ未然防止・対策委員会の実施 ・QU検査の実施 ・家庭訪問での学校、家庭との連携 ・きずな集会の実施 ・学校運営協議会の実施	・情報教育の学習
6月	・児童に対する情報交換 ・QU実施及びQU研修 ・いじめアンケート①	
7月	・児童に対する情報交換	第1回県いじめ調査

	・三者懇談による家庭との連携	
8月	・児童に対する情報交換 ・Q U研修（事例研）	夏季休業中の指導
9月	・児童に対する情報交換（休み明けの児童の変容） ・学校運営協議会の実施 ・いじめアンケート②	
10月	・児童に対する情報交換 ・いじめ未然防止・対策委員会の実施	
11月	・児童に対する情報交換 ・第2回Q U検査の実施 ・教育相談週間の実施（おしえてねアンケート②）	
12月	・児童に対する情報交換 ・きずな集会の実施（ひびきあいの日） ・学校運営協議会の実施 ・三者懇談による家庭との連携	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・児童に対する情報交換 ・いじめアンケート③の実施	
2月	・児童に対する情報交換 ・いじめ未然防止・対策委員会の実施 ・学校運営協議会の実施	
3月	・児童に対する情報交換 ・次年度のいじめ未然防止・対策の取組説明（学校便り）	第3回県いじめ調査 （国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ

7 いじめ問題発生への対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくります。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行います。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、正確な事実の把握をもとにして、迅速で誠実に対応します。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たります。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努めます。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで

十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行います。

- ・いじめが安易に「解消」とされることがなく、被害者に対して継続した見守りや支援を行うため、国の基本方針に準拠し、いじめが「解消している」状態とは、以下の少なくとも2つの要件が満たされている必要があると定義します。

①いじめに係る行為が止んでいること。

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

※いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があることを踏まえ、学校の教職員は当該いじめの被害児童および加害児については、日常的に注意深く観察する。（3か月程度の経過観察を行う。）

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る。把握した情報は、確実に記録に残す。）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

（2）「重大ないじめ事案」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める
とき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている
疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行います。
- ・児童や保護者から、いじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあったとき
は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大ないじめ事案とは
いえない」と考えたとしても、重大ないじめ事案が発生したものとして報告・調査
等にあたる。

【主な対応】

- ・羽島郡二町教育委員会へ「第一報」を速やかに報告します。
- ・当該重大ないじめ事案と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、
事実関係を明確にするための調査に当たります。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、い
じめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供
します。

- ・学校の内外で発生した児童の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている、またはその疑いのあるいじめ事案や被害児童又は保護者の加害側に対する処罰感情などが強いなどいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対しては、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、~~恐れがあるときは、~~直ちに岐阜羽島警察署及び岐南交番に相談・通報し、適切な援助を求めます。

8 学校評価における留意事項

- ・いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価します。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

9 個人情報等の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大ないじめ事案に発展した場合は、重大ないじめ事案の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存します。（関係児童についての在籍期間内は保存します。）